

諸報告資料

(平成29年門真市教育委員会第3回定例会)

門真市教育委員会

諸報告第1号
に関する資料

平成28年度補正予算（補助執行分）

歳入

(款) 府支出金 (項) 府補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
民生費府補助金	千円 564,938	千円 1,385	千円 566,323	ひとり親家庭医療助成補助金	千円 1,385	ひとり親家庭医療助成補助金追加分 (ひとり親家庭医療助成事業) 千円 1,385

歳出

(款) 民生費 (項) 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
ひとり親家庭医療助成費	千円 101,395	千円 2,772	千円 104,167	扶助費	千円 2,772	○ひとり親家庭などへの自立支援 ひとり親家庭医療助成事業 2,772 扶助費 ひとり親家庭医療公費負担追加分 2,772

(款) 民生費

(項) 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
児童福祉 総務費	千円 356,403	千円 1,562	千円 357,965	償還金利子及 び割引料	千円 1,562	千円 ○子育て支援サービスの充実 養育支援訪問事業 859 償還金利子及び割引料 平成27年度子ども・子育て支援 交付金国庫補助 金返還金 859 こんにちは赤ちゃん 事業 275 償還金利子及び割引料 平成27年度子ども・子育て支援 交付金国庫補助 金返還金 275 ○相談体制の充実 家庭児童相談事業 275 償還金利子及び割引料 平成27年度児童 虐待防止対策等 支援事業費国庫 補助金返還金 34 平成27年度子ども・子育て支援 交付金国庫補助 金返還金 241 ○ひとり親家庭などへ の自立支援 ひとり親自立支援事 業 153 償還金利子及び割引料 平成27年度母子 家庭等対策総合 支援事業費国庫 補助金返還金 153

児童措置費	5,875,958	12,139	5,888,097	償還金利子及び割引料	12,139	○施策評価対象外事業
						母子生活支援施設入所事業 4,969
						償還金利子及び割引料
						平成27年度児童入所施設措置費等国庫負担金返還金 3,313
						平成27年度児童入所施設措置費等府費負担金返還金 1,656
						○施策評価対象外事業
						一時預かり事業 1,311
						償還金利子及び割引料
						平成27年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金 1,311
						○保育サービスの充実
						民間保育所等運営補助事業 4,419
						償還金利子及び割引料
						平成27年度保育対策総合支援事業費国庫補助金返還金 4,419
						延長保育事業 749
						償還金利子及び割引料
						平成27年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金 749
						病児保育事業 691
						償還金利子及び割引料
						平成27年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金 691

I 小学校

項	目	28年度	29年度	増 減	備 考
児童数 合計		5,588	5,406	▲ 182	
内 訳	通常の学級	5,362	5,157	▲ 205	
	支援学級	226	249	23	
学級数 合計		238	232	▲ 6	
内 訳	通常学級	185	179	▲ 6	増：古川橋、門真みらい 減：門真、大和田、四宮、速見2、脇田2、五月田
	支援学級	53	53	0	増：古川橋、門真みらい 減：門真、沖
教員数（管理職含む）		344	332	▲ 12	養護教諭、事務職員、栄養職員を含まず
内 訳	基本定数	296	288	▲ 8	
	加配	48	44	▲ 4	
	1 定数改善	37	41	4	
加配内訳	2 少人数指導	22	16	▲ 6	二島小、門真みらい小：各2 他：各1
	3 児童生徒支援	7	6	▲ 1	継続：四宮、沖、脇田、門真みらい 新規：速見、東
	4 日本語指導	7	7	0	継続：門真、四宮、脇田2、砂子3
	5 外国人	1	1	0	継続：砂子
	6 通級指導	4	5	1	継続：門真、脇田、五月田、北巢本 新規：上野口
	7 AS	0	6	6	新規：大和田、四宮、脇田、北巢本、五月田、東
	8 35人学級（小2）	3	2	▲ 1	増：二島、脇田 減：大和田、古川橋、五月田
	9 初任者	3	1	▲ 2	増：門真みらい 減：門真、上野口、速見
	10 日本人学校	0	0	0	
	11 長期自主研	1	0	▲ 1	減：大和田
A. 教員数合計		344	332	▲ 12	

◎ 転 入

NO	項 目	転入者数	備 考
1	新規採用	9	
2	管理職広域異動	1	教頭：枚方市より二島小へ
3	管理職再任用	5	更新：沖、上野口、速見、東 新規：五月田
4	市籍割愛→管理職	0	
5	中管理職→小管理職	0	
6	小教諭等→小管理職	3	教頭：植原、石澤、山崎
7	管理職その他	2	校長：脇田 速見：教頭→教諭1
8	市籍割愛→小教諭	0	
9	府立学校異動	0	
10	他府県等異動	0	
11	地区外異動	0	
12	地区内異動	2	交野市より（チャレンジ戻り） 守口市より（チャレンジ新規）
13	校種間異動中→小	0	
14	再任用	8	門真、大和田、上野口、速見、東、砂子、門真みらい
B. 転 入 合 計		30	

◎ 転 出

NO	項 目	転出者数	備 考
1	管理職退職	3	校長（定退2、再任用更新せず1）
2	教諭退職	23	定退：5、勸奨：2、普退：4、再任用12
3	定数内講師退職	22	
4	管理職広域異動	1	教頭（枚方市）
5	学校→市籍割愛	3	四宮、速見、北巢本
6	小管理職→中管理職	0	
7	小管理職→中教諭	0	
8	管理職その他	1	教頭1（速見）
9	府立学校異動	0	
10	地区外異動	1	池田市1
11	地区内異動	2	枚方1（チャレンジ戻り） 寝屋川1（チャレンジ新規）
12	校種間異動小→中	0	
C. 転 出 合 計		56	

II 中学校

項 目		28年度	29年度	増 減	備 考
生徒数 合計		2,976	2,865	▲ 111	
内 訳	通常の学級	2,858	2,735	▲ 123	
	支援学級	118	130	12	
学級数 合計		106	103	▲ 3	
内 訳	通常学級	79	74	▲ 5	減：二中、三中、五中2、七中
	支援学級	27	29	2	増：三中、五中2 減：四中
教員数（管理職含む）		207	199	▲ 8	養護教諭、事務職員、栄養職員を含まず
内 訳	基本定数	173	167	▲ 6	
	加配	34	32	▲ 2	
加配内訳	1 定数改善	31	30	▲ 1	
	少人数指導	17	16	▲ 1	二中3、三中3、四中3、五中2、七中2、門真はすはな中3
	児童生徒支援	5	5	0	継続：二中、四中、五中、門真はすはな 増：七中
	日本語指導	3	3	0	継続：三中1、四中2
	外国人	0	0	0	
	通級指導	1	1	0	継続：三中
	AS	4	4	0	新規：四中、五中、七中、門真はすはな
	専科	1	1	0	継続：三中
	2 初任者	1	1	0	新規：門真はすはな中 減：五中
	3 長期自主研修	1		▲ 1	減：四中
4 日本人学校	1	1	0	継続：三中	
A. 教員数合計		207	199	▲ 8	

◎ 転 入

NO	項 目	増 減	備 考
1	新規採用	5	
2	管理職広域異動	0	
3	市籍割愛→管理職	1	門真はすはな中
4	市籍割愛→中教諭	2	門真はすはな中2
5	小管理職→中管理職	0	
6	小管理職→中教諭	0	
7	地区外異動	1	豊中市より
8	地区内異動	0	
9	他府県等異動	0	
10	校種間異動小→中	0	
11	再任用	13	二中、三中、四中、七中、門真はすはな中
B. 転 入 合 計		22	

◎ 転 出

NO	項 目	増 減	備 考
1	管理職退職	1	校長1（定退1）
2	教諭退職	19	定退7 普通退2 特退1 再任用9
3	定数内講師退職	26	
4	管理職広域異動	0	
5	中管理職→小管理職	0	
6	学校→市籍割愛	2	教頭（門真はすはな中）、教諭（二中）
7	中教諭→小管理職	0	
8	校種間異動中→小	0	
9	他府県等異動	0	
10	地区外異動	0	
11	地区内異動	0	
C. 転 出 合 計		48	

平成29年度定数内講師内訳

教科	計	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	男体	女体	技術	家庭	英語	その他
過欠員	18	1	0	4	2	0	2	2	2	0	1	4	

Ⅲ その他の職種

- ・養護教諭 小学校14名・中学校7名 計 21名
課題対応加配：門真はすはな中1名
- ・事務職員 小学校21名・中学校11名 計 32名
新規採用：1名（門真はすはな中） 再任用：2名（脇田小、二中）
要準加配 小6名、中5名 強化対応 継続：速見小1名
臨時主事：8名（小：6名、中：1名、代替：中：1名）
- ・栄養教諭等 小学校4名・中学校2名・再任用2名、 計 8名

Ⅳ 被辞令交付者（転出者は除く）

小学校	内 訳	転 任	新 任	退 職	解 職	合 計
	校 長	2	3	3	0	8
	教 頭	2	3	0	0	5
	教 諭 *	26	9	11	3	49
	養護教諭 *	1	0	1	0	2
	栄養教諭	0	0	0	0	0
	事務職員	1	0	1	0	2
	合 計	32	15	16	3	66

*教諭（首席・指導教諭含む）転任内訳 市内配置換24名、他市2名 計26名

*教諭の退職には再任用は含まない

*養護教諭 転任内訳 市籍1名 計3名

中学校	内 訳	転 任	新 任	退 職	解 職	合 計
	校 長	0	0	1	0	1
	教 頭	2	1	0	1	4
	教 諭 *	25	5	10	1	41
	養護教諭	3	0	0	0	3
	栄養教諭	0	0	0	0	0
	事務職員	0	1	1	0	2
	合 計	30	7	12	2	51

*教諭（首席・指導教諭含む）転任内訳 市内配置換22名、他市1名、市籍戻り2名 計25名

*教諭の退職には再任用は含まない

*養護教諭 転任内訳 市籍1名 市内配置換 2名

Ⅴ 長期滞留者の異動について

	職 種	小 学 校			中 学 校		
		滞 留 者	異 動 者	異 動 率	滞 留 者	異 動 者	異 動 率
新規採用 6年	教 諭	27	12 <small>内（市内異動10、他 地区等1、退職2）</small>	44%	8	5 <small>内（市内異動 5）</small>	63%
	養護教諭	2	1	50%	1	0	0%
異動後 10年	教 諭	0	0		1	0	0%
	養護教諭	0	0	0%	2	2	100%
滞 留 者		16名			5名		

門真市教育委員会における障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

(目的)

第1条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法第7条に規定する事項について、職員（非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員を含む。以下同じ。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいをいう。以下同じ。）を理由として、不当な差別的取扱いをすることにより、障がいのある人（障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。）の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第3条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人の性別、年齢、障がいの状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(所属長の責務)

第4条 所属長（市立学校園にあつては、校長、園長。以下同じ。）は、前2条に掲げる事項に関し、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導により、その監督する職員の注意を喚起し、及び障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
 - (2) 障がいのある人及びその家族その他の関係者から不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供に対する相談及び苦情の申し出があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- 2 所属長は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第5条 職員が、障がいのある人に対し不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにも関わらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

(相談体制の整備)

第6条 職員による障がいを理由とする差別に関する障がいのある人及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、次の表のとおり相談窓口を置く。

事務又は事業の実施機関	相談窓口
市立幼稚園 市立小学校 市立中学校	市立学校園 保育幼稚園課 学校教育課 教育総務課 社会教育課 人事課 人権女性政策課 障がい福祉課

- 2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障がいのある人が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 3 相談窓口寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。
- 4 相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

(研修・啓発)

第7条 障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

- 2 職員に対し、障がいの特性を理解させるとともに、障がい者へ適切に対応するために必要なマニュアル等の活用により、意識の啓発を図る。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別紙

門真市教育委員会における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障がいのない人に対しては付さない条件を付けることなどにより、障がいのある人の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障がいのある人の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障がいのある人を障がいのない人と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障がいのある人に対する合理的配慮の提供による障がいのない人との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がいのある人に障がいの状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障がいのある人を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障がいのない人より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障がいのある人に対して、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせず正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障がいのある人、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）及び門真市教育委員会の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障がいのある人にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めるものとする。

第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のようなものが考えられる。なお、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- ・ 障がいがあることを理由に窓口対応を拒否する。
- ・ 障がいがあることを理由に対応の順序を後回しにする。
- ・ 障がいがあることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- ・ 障がいがあることを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- ・ 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障がいがあることを理由に、来庁や説明会等の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。

第4 合理的配慮の基本的な考え方

- 1 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障がいのある人が受ける制限は、障がいのみ起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、障がいのある人が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、門真市教育委員会の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障がいのない人との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

- 2 合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障がいのある人が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障がいのある人の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障がいのある人が多数見込まれる場合、障がいのある人

との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

- 3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、音声、絵カード、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障がいのある人が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障がいのある人からの意思表示のみでなく、知的障がいや精神障がい（発達障がいを含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障がいのある人の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障がいのある人が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障がいのある人に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

- 4 合理的配慮は、障がいのある人等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障がいのある人に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障がいの状態等が変化することもあるため、特に、障がいのある人との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。
- 5 門真市教育委員会がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障がいのある人が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障がいのある人にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- ・ 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）
- ・ 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ・ 費用負担の程度

第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものが考えられる。

なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはいくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

- ・段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助や、携帯スロープの設置などをする。
- ・配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- ・目的の場所までの案内の際に、障がいのある人の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障がいのある人の希望を聞いたりする。
- ・障がいの特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- ・疲労を感じやすい障がいのある人から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難であったことから、当該障がいのある人に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時的休憩スペースを設ける。
- ・不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障がいのある人に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- ・災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障がいのある人に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。

(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

- ・筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。
- ・会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用する。
- ・視覚障がいのある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。
- ・意思疎通が不得意な障がいのある人に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- ・駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- ・書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- ・比喩表現等が不得意な障がいのある人に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。
- ・障がいのある人から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用

いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを必要に応じて作成し、適時に渡す。

- ・会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障がいのある委員や知的障がいのある委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。
- ・会議の進行に当たっては、職員等が委員の障がいの特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- ・順番を待つことが苦手な障がいのある人に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- ・立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障がいのある人の順番が来るまで別室や席を用意する。
- ・スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- ・車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- ・敷地内の駐車場等において、障がいのある人の来庁が多数見込まれる場合、通常、障がいのある人専用とされていない区画を障がいのある人専用の区画に変更する。
- ・他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障がいのある人に説明の上、障がいの特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- ・非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障がいのある委員の理解を援助する者の同席を認める。

(学校における合理的配慮の具体例)

【授業や行事に関すること】

- ・聴覚障がいのある子どもに対し、授業では常に板書を行うとともに、教員ができるだけ大きく口を開いて話し、その動きでできるだけ理解できるよう工夫する。
- ・色覚特性を持つ子どもが見やすいように、板書するチョークの色を配慮する。
- ・子どもが口元を読み取れるように、必ず子どもの方を向くようにする。
- ・板書のキーワードは、見やすいようにカードを作成して説明する。
- ・適宜ジェスチャーを交えて、簡潔にゆっくり話すようにする。
- ・運動会や卒業式等各行事に参加できる工夫を障がいのある子ども本人や保護者とともに検討し、行う。
- ・識字障がいや吃音のある子どもに関して、指名音読のときは当該障がいに応じた音読ができるように留意する。
- ・発達障がい等の特性に応じて、授業の流れを示す、準備のタイミングを明示するなど、わかりやすい授業の工夫や支援を行う。

【試験に関すること】

- ・拡大した問題用紙・解答用紙の用意をする。

- ・障がいの特性に応じて、席の位置や明るさを配慮する、照明器具を用意する、持参する私用の拡大鏡、補聴器、松葉杖等に対応する。
- ・個別の障がいの特性に応じて評価する。

【学校生活等に関すること】

- ・発達障がい等の特性に応じて、配慮事項をわかりやすく示すとともに、かかわる教職員と配慮事項を共有する。
- ・車いすを使う子どもがいるクラスで、本人が必要な配慮をクラスみんなで考え、実行する。
- ・学校や通学路の危険個所を子ども本人や保護者等とともに確認し、障がいの特性に応じた配慮を図る。

(大阪府障がい者差別解消ガイドラインについて)

事業者を含め府民向けには、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」に何が差別に当たるのか、合理的配慮としてどのような措置が望ましいのかなどについて基本的な考え方や具体的事例等を記載している。

(学校における留意点について)

学校における合理的配慮の具体例や教職員が対応する上での留意事項等に関しては、『「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について～「ともに学び、ともに育つ」学校づくりをめざして～』（府立学校教職員研修用資料）に示されている。

「みんなでつくる門真の第九 2017」

1. 公演日時 平成29年2月19日（日）午後3時から午後4時45分まで
2. 会場 門真市民文化会館ルミエールホール 大ホール
3. 内容 みんなでつくる門真の第九実行委員会の主催により、
ベートーヴェン、交響曲第九番第四楽章などを演奏する公演が行
われました。今回の公演は、市制施行50周年記念として開催した
コンサートを、市民自らが実行委員会を組織して継続されたもの
であり、本市のイメージアップを図り、市民であることを誇りに
思えるまちとなることを目指して開催されたものです。
公演では、市内の合唱団体による合唱や最も有名な部分を会場
全員で歌う一幕もあり、まさに「みんなでつくる門真の第九」
となっております。
4. 来場者数 742人
5. 出演者数 309名
指揮者、ソリスト4名、演奏者4名、合唱団201名
ラ・ルーチェ&ル・モンド 指揮者1名・伴奏者1名、団員17名
門真市立第三中学校コーラス部 指揮者2名・伴奏者1名、部員7名
パナソニック合唱団 指揮者1名、伴奏者1名、団員68名

第6回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテスト

- 開催日時 平成29年2月26日(日)午後1時～午後4時40分
- 会場 門真市民文化会館ルミエールホール 小ホール
- 来場者数 238名
- 応募者数 773名

第2中	第3中	第4中	第5中	第7中	門真はすはな中	私立	合計
217	18	186	134	106	105	7	773

【一次審査(書類)通過者】60名(うち4名辞退)

【二次審査(面接)通過者】18名

- 受賞者 最優秀賞1名・優秀賞8名・奨励賞9名 計18名

学校	学年	氏名	日本語タイトル	英語タイトル
最優秀賞				
第五中学校	2年	荒木望愛	ダンスでつながる笑顔と楽しさ。	Smile and fun from dance
優秀賞				
第二中学校	2年	岡野睦	日本のお祭り	Japanese festivals
第三中学校	2年	田中麻愛	すてきな旅のおともに旅弁を!	Take your box with nice travels
第三中学校	2年	平沼極	みなさんは「かわいそうなぞう」 という絵本を知っていますか?	Does anybody know about the "Poor Elephants"?
第四中学校	1年	中世古実愛	レーシングカート	Racing Cart
第四中学校	2年	天野千春	私にとっての最高の教科書	My best textbook
第五中学校	2年	山下未琴	魔法の言葉「ありがとう」	"Arigato" is a magical word.
門真はすはな中学校	1年	池田清太郎	カポエイラについて	About Capoeira
門真はすはな中学校	2年	加藤有希	和菓子の世界	The world of Wagashi
奨励賞				
第二中学校	1年	徳弘璃乃	言葉	The language
第二中学校	2年	板垣沙耶	日本の貧困問題	The problem of poverty in Japan.
第二中学校	2年	仲川呼幸	みんなの役に立つように	Be useful to everyone
第四中学校	2年	天野那由来	私には誇りがあります。あなたは?	I have a pride. And you?
第七中学校	1年	野本愛巳	親友の大切さ	Best friend is important
第七中学校	2年	寺田郁仁	日本の祭り	Japanese festivals
第七中学校	2年	御前陽菜	8月6日の記憶	Memory of August 6
門真はすはな中学校	1年	山田萌々夏	差別や偏見をなくすためには	To eliminate discrimination and prejudice.
門真はすはな中学校	2年	佐川蓮	本当のバリアフリーを 実現するために	In order to realize the true barrier-free

市立文化会館ふれあいまつりの結果

1. 開催日 平成29年3月4日(土)～5日(日)
2. 会場 門真市立文化会館
3. 内容 文化会館で活動するサークルが実行委員会を組織し、「文化会館ふれあいまつり」が開催されました。サークルが舞台発表や作品展示などで一年間の成果を発表するとともに、多くの市民とのであいや、ふれあいの機会となりました。
4. 来場者数 2,243人

第31回

文化会館ふれあいまつり

日時: **3月4日(土)・5日(日)**
10:00 ~ 16:00

喫茶軽食

4日(土)

メニュー: 豚汁・おにぎり

(出店: 琴楓会)

5日(日)

メニュー: サンドイッチ・おにぎり・コーヒー

(出店: 杜健)

※売り切れ次第終了いたします

サークル一日体験

4日(土)

10:00 ~ 12:00

眸吟会 (詩吟)

13:00 ~ 16:00

みよしの会 (競技かるた)

13:50 ~ 14:50

ソフトエアロビクス

(中高年エアロビクス)

14:50 ~ 15:50

カトレアダンス (社交ダンス)

5日(日)

10:00 ~ 12:00

民謡三味線・胸の会

(民謡三味線)

作品展示

4日(土)・5日(日)

書道・はがき絵・絵画・篆刻・園芸・フ
ラワーアレンジメント・パッチワーク・
手編み・川柳・パソコン作品・デジカメ
作品・折り紙 他

※作品販売をされるサークルもあります

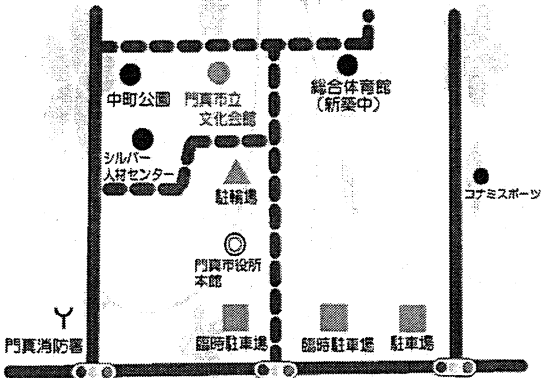
舞台発表

4日(土)

子供英語発表・民謡・銭太鼓・朗読・マジック・
3B体操・ハーモニカ演奏・フラダンスなど

5日(日)

子供手遊び歌・紙芝居・マジック・詩吟・
カラオケ・民謡・三味線・新舞踊など



【注意事項】

- ・点線部は自動車の通行はできません
- ・当日の駐輪は市役所の駐輪場をご利用ください(文化会館前には駐輪できません)
- また係員の指示に従い、駐輪してください。

主催: 第31回文化会館ふれあいまつり実行委員会
門真市立文化会館 (指定管理者: アクティオ株式会社)

問合せ: 門真市立文化会館 (門真市中町2-3)

TEL 06-6901-3300

市立公民館まっりの結果

1. 開催日 平成29年3月10日（金）～12日（日）
2. 会場 門真市立公民館
3. 内容 地域に根ざす公民館として、実行委員会を組織し「公民館まっり」を企画・実施しました。ダンスパーティや作品展示、舞台発表などを通して利用者の拡大を図り、市民の交流の場となりました。
4. 来場者数 1,829人



公民館まつり

3月10日 (金)

午後1時～3時半

ダンスパーティー

3月11日 (土)

午後1時～3時半

カラオケ発表・作品
展示・模擬店

3月12日 (日)

午前10時～3時

舞台発表・作品展
示・模擬店

門真市立公民館 (月曜日休館)

指定管理者：アクティオ株式会社

〒571-0048 門真市新橋町34-24

電話 06-6908-9114

順番	サークル名	出演曲名	ジャンル
1	和太鼓・民舞サークル どっこい・こっこい	①木遣り太鼓 ②海のおはやし	和太鼓・民舞
2	ミッキークラブ	Show me (ショーミー)	キッズジャズ
3	童謡コーラス	①手のひらを太陽に②森のくまさん ③村まつり④野に咲く花のよう に⑤旅迎の唄⑥いつでも夢を	コーラス
4	バンビクラブ	山の音楽家他	音楽リズム・リトミック
5	スキップクラブI	Like You(ライクユー)	子どもジャズダンス
6	門真フォークダンスサークル キャロット	①ストウパーパイ ストウパイ (チエコ) ②ラ・シルレハ(イスラエル) ③ロシアン スイート(ロシア)	フォークダンス
7	ファミリーイングリッシ ユA(幼児)	①Mind the Bobbin Up (ロイン ド サ ポピン アップ) ② FIVE LITTLE MONKEYS JUMPING ON THE BED (ファイブ リトル マンキーズ ジャンピング オンザベッド)	英語の発表と歌
8	わんぱくキッズII	①おどるポンポコリン ②CHA-RA-HEAD-CHA-RA (チャラ ハッ チャラ)	子ども体操
9	ファミリーイングリッシ ユB(小学生)	Every Child Has A Beautiful Name(エブリ チ ヤイルド ハズ ア ビュー ティフル ネーム)	英語の発表と歌
10	スマイルキッズ・キュート	BARBARBAR(バーバ ーバー)	バントフリング
11	スマイルキッズ・I部・II部	旅人(たびびと)	バントフリング
12	太極拳さわやか	天堂草原(てんどうそ うげん)	太極拳
13	日本民謡さつき会	①古城黒田武士②祇園小唄 ③じよんがら曲弾	日本民謡
14	公民館 民舞サークルB	お七(好色五人女)より	新舞踊
15	スキップクラブII	Living for Love(リビング フォー ラヴ)	子どもジャズダンス

順番	サークル名	出演曲名	ジャンル
16	グレイスフルレディースクラブA	Living On a Prayer	フリースタイル
17	ナイスミディ門真A	レイアナモロカイ	フラダンス
18	GUETO Capoeira	カポエイラの音楽	カポエイラ
19	公民館 民舞サークルA	湯の花小唄	新舞踊
20	演歌ピクスほぐれ会	金比羅一段	エアロピクス(演歌ピクス)
21	スキップクラブIII	Fighter (ファイター)	フリースタイル
22	門真ギターサークル	①影を慕いて(古賀政男作 曲)・エリーゼのために(ベート ーベン作曲) ②雨だれ(リンゼ イ作曲) ③ラグリマ・アデリー タ(タルレガ作曲)	ギター演奏
23	グレイスフルレディースクラブB	Let's Groove	フリースタイル
24	ロータス男声合唱団	①大きな歌②サンタルチア ③滝の唄④群青	合唱
25	よさこいソーラン龍 (輝組)	歓祭(かんさい)	踊り
26	ナイスミディ門真B	①コアリ②カアアアレ	フラダンス
27	エレガンスレディースクラブA	Living On a Prayer	ジャズダンス
28	銭太鼓 山吹流 一花会 峰君教室	①大ちゃん音頭 ②ト ツチャカ人生	銭太鼓
29	よさこいソーラン龍(華組)	彩新(いろあらた)	踊り
30	ナイスミディ門真C	①花は咲く ②トゥ ースイートアロハ	フラダンス
31	エレガンスレディースクラブB	Let's Groove	フリースタイル
32	よさこいソーラン龍	よっちょれ	踊り